

# 廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください。



ご家庭のごみは、市町の責任の下で適正に処理する必要があります。

市町の許可や委託を受けずに回収業者がご家庭のごみを収集することは認められていません。



このようなちらしにだまされてはいけません。

- ご家庭の廃棄物を回収するには、市町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。
- 無料回収と言いつつ高額な処理費用を請求された、事例もあります。

無許可の回収業者にはこのような例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



インターネットで広告



どうして  
利用しては  
いけないのかな？



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています！

## 不法投棄



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

## 不適正処理



環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境に放出されます。

## 不適正な管理による火災



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

6月は違法な不用品回収業者撲滅月間です。(家電製品の適正処理をお願いします！)

●家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)を買い換える場合は、購入する小売店で引き取ってもらってください。廃棄のみの場合は、購入した小売店にご相談ください。購入した店舗が分からない場合は、市のホームページに掲載されている電気商業組合加盟店へご相談ください。

●小型電子機器(デジカメ、ビデオカメラ、タブレット端末、ゲーム機など)は、希少金属のリサイクルのため、市の公共施設や協力店舗に設置している拠点回収ボックスにできる限り排出するようにお願いします。

※詳しくは、家庭ごみの分け方・出し方冊子や高砂市ごみ分別辞典、ホームページをご覧ください。

【問合せ先】高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま (☎ 079-448-5260)